

## 「食のつどい」 実行委員を募集します

「食」は生きていく上でとても大切な「命の源」です。

一人一人が「食」について考えるきっかけの場となるようお願い、平成18年度から「食のつどい」を実施しています。これまでは、食の安全・安心を考える講演会や地場産品を使った料理の試食会などを行っています。

平成26年度の開催に向け実行委員を募集していますので、興味のある方は12月10日(火)までに下記に連絡してください。

なお、平成26年度は4月19日(土)の開催を予定しています。

○問い合わせ／食のつどい実行委員会事務局 役場農林課農業企画係（2階⑭番窓口☎内線243）

## 高速道路パネル展を実施します

北海道横断自動車道は、札幌から根室までをつなぐ高速道路です。平成23年度には夕張～占冠間が開通し、札幌圏と十勝圏がつながりました。北海道開発局の事業計画では、平成26年度に浦幌～白糠間、平成27年度に白糠～阿寒間が開通する予定となっています。

高速道路は沿線の市町村の産業や文化交流の促進、圏域相互の発展を計るためにも早期完成が望まれています。

路線の現在の建設状況、高速道路が果たす役割などの展示をしますので、ぜひご覧ください。

○期間／12月7日(土)～19日(木)

○展示場所／開発センター

○問い合わせ／北海道横断自動車道釧路地区早期建設促進期成会（☎0154-31-4599）

## 記帳・帳簿などの 保存制度の対象者拡大

個人の白色申告者のうち前々年分あるいは前年分の事業所得、不動産所得または山林所得の金額の合計額が300万円を超える方は記帳と帳簿書類の保存が必要でしたが、平成26年1月からは、これらの所得を生ずべき業務を行う全ての方（所得税の申告の必要が無い方を含みます。）が必要になります。

記帳・帳簿などの保存制度や記帳の内容の詳細は、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）に掲載されていますのでご覧ください。

○問い合わせ／釧路税務署（☎0154-31-5100）

## 北朝鮮当局による人権侵害 問題への認識を深めましょう

北朝鮮当局による人権侵害問題への皆さんの認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、平成18年6月に、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、国・地方公共団体の責務などが定められ、毎年12月10～16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることとされています。

拉致問題は、我が国の喫緊の国民的課題であり、この解決を始めとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、この問題についての関心と認識を深めていくことが大切です。

○問い合わせ／内閣官房拉致問題対策本部（☎03-5253-2111）

## 年末年始ガイド

○役場・町立病院・各公民館・ふれあい交流センター  
12月30日(月)まで平常どおり、12月31日(火)～1月5日(日)まで休み（火葬・死亡届などの緊急を要する場合は対応。町立病院は急患受付）1月6日(月)から平常どおり。

※町立病院の定期薬を服用の方は、休み中に薬切れが生じないように早めに受診願います。

○ごみ収集業務  
12月30日(月)まで平常どおり、12月31日(火)～5日(日)まで休み、1月6日(月)から平常どおり

○クリーンセンター  
12月30日(月)まで平常どおり、12月31日(火)は午前9時～午後4時30分まで  
1月1日(水)～5日(日)まで休み、1月6日(月)から平常どおり

○図書館  
12月29日(日)まで平常どおり、12月30日(月)～1月6日(月)休館、1月7日(火)から開館

○農業者トレーニングセンター・ふれあいプラザゆう  
12月29日(日)まで平常どおり、12月30日(月)～1月6日(月)休館、1月7日(火)から平常どおり

○武道館  
12月30日(月)まで平常どおり、12月31日(火)～1月5日(日)休館、1月6日(月)から平常どおり

○町有バス  
12月30日(月)まで平常どおり、12月31日(火)～1月5日(日)休み、1月6日(月)から平常どおり

## 納期限のお知らせ

12月25日(水)は、町道民税4期、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料第6期、下水道受益者負担金・分担金第3期の納付期限です。

## 町税および各使用料などの 夜間納付窓口の開設

本町では毎月、夜間納付窓口を開設しています。

今月の窓口開設日は次のとおりです。普段お仕事などで納付しづらい方、納付方法などについて相談したい方は利用してください。

町税などは、皆さんの暮らしを支えるための貴重な財源となっていますので、納税に対するさらなるご協力をお願いします。

○日時／12月26日(木)、27日(金)

午後8時まで

○場所／役場1階⑨番窓口

○問い合わせ／役場税務課納税係  
(☎内線155) および各担当係

## 町有地売り払い情報

本町では、麻生・平和地区の町有地の売り払いを行っています。

○売り払い物件・価格／役場ホームページに掲載（アドレスは32ページ参照）

○申込方法／普通財産譲与(譲渡)申請書（役場ホームページまたは下記係に設置）に必要事項を記入し、下記係に提出

○受付時間／  
午前8時45分～午後5時30分  
(土・日曜日、祝日は除く)

○申し込み・問い合わせ／  
役場管理課管財係  
(1階⑦番窓口 ☎内線141)

## パスポートの 年内受け取り

年内にパスポートの受け取りを希望する方は、期限までに申請を行ってください。その日を過ぎてから申請した方は、平成26年1月6日(月)以降の受け取りになりますので、日程を確認して、お早めに申請してください。

**申請期限 12月12日(木)**

※12月28日(土)～1月5日(日)は申請手続きができません。

○問い合わせ／役場住民課町民係  
(1階①番窓口 ☎内線124)

## 製造事業所の皆さんへ

平成25年12月31日を調査期日とした工業統計調査が行われます。

この調査は、製造業を営む事業所を対象にその活動実態を明らかにし、さまざまな行政施策の基礎資料として利用されます。

調査実施は、来年1月まで統計調査員が調査票の記入のお願いに各事業所をお伺いしますので、ご協力をお願いします。

○問い合わせ／役場企画財政課企画調整係（2階⑩番窓口 ☎内線222）

## 広報しべちゃ2月号 有料広告募集

○申込方法・申込期間／  
平成26年1月6日(月)までに下記係へ申し込みください。  
(原稿は原則電子データ)

○申し込み・問い合わせ／  
役場企画財政課地域振興係  
(2階⑩番窓口 ☎内線224)

※申込多数の場合は先着順

## 事業主と従業員の皆さんへ

釧路総合振興局と本町では、平成26年度から個人住民税の特別徴収未実施の事業主（給与支払者）の皆さんを、順次、特別徴収義務者に指定する取り組みを実施します。

個人住民税の特別徴収とは、事業主が従業員に毎月支払う給与から個人住民税を天引きし、従業員の代わりに納入する制度です。

従業員の皆さんは、年12回に分けて天引きされますので、年4回納める場合に比べて、1回あたりの負担額が少なく、事業主が代わりに納入するので納め忘れがありません。

詳しくは、下記に問い合わせください。

## 徴収対策を強化しています

**12月は北海道と本町共同の「地方税滞納整理強調月間」です**

税負担の公平性を確保するため、徴収対策を強化しています。

所得や財産があるにもかかわらず、督促・催告に応じない悪質な滞納者に対し、財産の差し押さえを実施するなど、滞納解消の取り組みを行っています。

特に給与・預貯金は、平成25年10月31日現在で50件、4,145,677円の差し押さえを実施しました。

やむを得ない事情により納期限までに納付できない場合は、個々の事情に合った納税相談に応じています。また、本町では日中に時間を取ることができない方のために、夜間納付窓口を開設していますので、ぜひご利用ください。

■問い合わせ／

町税の相談窓口…役場税務課納税係（1階⑨番窓口 ☎内線155）

道税の相談窓口…釧路総合振興局納税課（☎0154-43-9175）